

「湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例」が施行されます

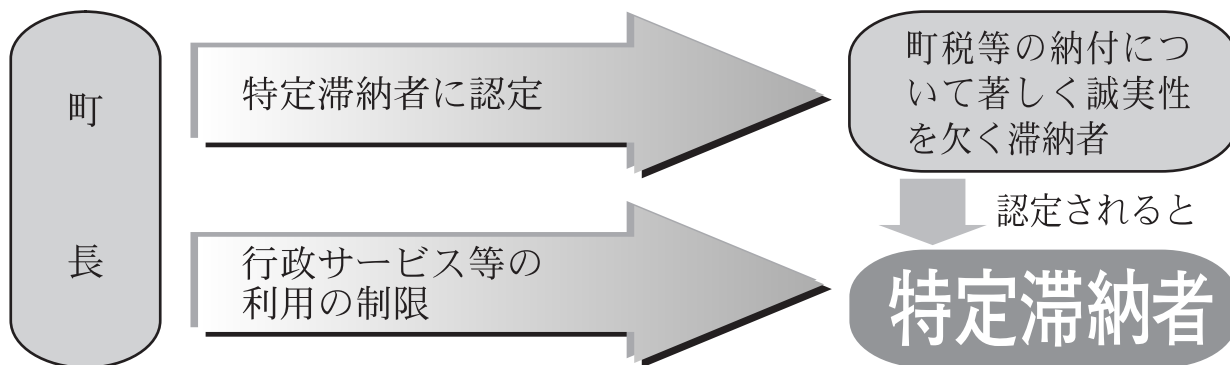
税務課 内線263・293

この条例は、議会の意見や町民意見公募による意見を参考に、湯河原町個人情報保護審査会の答申を経て、本年2月に制定、4月1日から施行されます。

この条例は、町税等の滞納が、納付義務の履行における町民の皆さんの公平感を阻害することを考慮し、納付義務の適正な実現に向け、町税等の納付について著しく誠実性を欠く滞納者に対して、行政サービス等の利用の制限を行い、町税等の徴収に対する町民の皆さんの信頼を確保することを目的としています。

○ 町税等の一覧

町税	介護保険料
国民健康保険料	下水道使用料
町立保育園の保育料	水道料金
町立幼稚園の入園料及び保育料	温泉使用料金
町営住宅の家賃	督促手数料及び延滞金



○ 特定滞納者の認定

町税等の納付について著しく誠実性を欠く滞納者を対象に、特定滞納者審査委員会を開催し、認定の適否を審議し、特定滞納者に認定します。

◇著しく誠実性を欠く滞納者とは

- 督促状や催告状を送付し、電話等による納付催告をしても、納付の意思を示さない滞納者
- 納付の約束をしても、何の連絡もしないで常に約束を破る滞納者
- 提出した納付の誓約書にある納付計画を履行しない滞納者 など